

令和 3 年 9 月 7 日

令和 3 年網走市議会第 3 回定例会 議案

令和3年網走市議会第3回定例会 議案

番号	議案番号	件名
1	認定第1号	令和2年度網走市各会計歳入歳出決算について
2	認定第2号	令和2年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について
3	認定第3号	令和2年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について
4	認定第4号	令和2年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について
5	議案第1号	令和3年度網走市一般会計補正予算
6	議案第2号	令和3年度網走市介護保険特別会計補正予算
7	議案第3号	緑地区小水力発電施設の維持管理に関する事務委託について
8	議案第4号	斜里町の下水道汚泥堆肥化に関する事務受託について
9	議案第5号	財産の取得について
10	議案第6号	市道の路線認定及び廃止について
11	報告第1号	令和3年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について

認定第 1 号

令和2年度網走市各会計歳入歳出決算について

地方自治法第233条第3項の規定に基づき、令和2年度網走市各会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和3年9月7日提出

網走市長 水 谷 洋 一

認定第2号

令和2年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、
令和2年度網走市水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊のとおり
監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和3年9月7日提出

網走市長 水谷 洋 一

認定第3号

令和2年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、
令和2年度網走市簡易水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊のと
おり監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和3年9月7日提出

網走市長 水 谷 洋 一

認定第4号

令和2年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算について

地方公営企業法第32条第2項及び同法第30条第4項の規定に基づき、
令和2年度網走市下水道事業会計の利益の処分及び決算を別冊のとおり
監査委員の意見をつけて当市議会の認定に付す。

令和3年9月7日提出

網走市長 水谷 洋 一

議案第 1 号

令和 3 年度網走市一般会計補正予算

令和 3 年度網走市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 414,730 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 25,375,763 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第 3 条 地方債の追加及び変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 3 年 9 月 7 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12.地方交付税		6,534,422	176,560	6,710,982
	1.地方交付税	6,534,422	176,560	6,710,982
16.国庫支出金		3,061,768	17,186	3,078,954
	1.国庫負担金	2,155,498	17,186	2,172,684
17.道支出金		1,586,874	186,374	1,773,248
	1.道負担金	864,099	793	864,892
	2.道補助金	633,636	185,581	819,217
20.繰入金		1,219,924	87,670	1,307,594
	1.基金繰入金	1,195,014	87,670	1,282,684
23.市債		2,854,000	△53,060	2,800,940
	1.市債	2,854,000	△53,060	2,800,940
歳入合計		24,961,033	414,730	25,375,763

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		2,661,850	3,026	2,664,876
	1. 総務管理費	2,359,100	3,026	2,362,126
3. 民生費		6,994,175	3,172	6,997,347
	1. 社会福祉費	3,438,726	3,172	3,441,898
4. 衛生費		1,886,943	47,919	1,934,862
	1. 保健衛生費	1,169,795	44,490	1,214,285
	2. 環境衛生費	717,148	3,429	720,577
6. 農林水産業費		1,330,416	183,165	1,513,581
	1. 農業費	1,123,514	128,465	1,251,979
	3. 水産業費	80,023	54,700	134,723
7. 商工費		2,375,554	34,080	2,409,634
	1. 商工費	2,043,637	34,080	2,077,717
8. 土木費		2,985,387	22,674	3,008,061
	3. 都市計画費	590,120	22,674	612,794
10. 教育費		2,087,085	94,594	2,181,679
	1. 教育総務費	343,490	60,976	404,466
	2. 小学校費	362,162	10,568	372,730
	3. 中学校費	219,794	17,050	236,844
	5. 保健体育費	673,039	6,000	679,039
13. 災害復旧費		0	26,100	26,100
	1. 公共土木施設災害復旧費	0	26,100	26,100
歳出合計		24,961,033	414,730	25,375,763

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
大学給付型奨学金 (令和 3 年度決定分)	令和 3 年度から 正規の就学期間	教育委員会が奨学生として決定する者に対する奨学金の額

第3表 地方債補正
(追加及び変更)

起債の目的	補 正 前				補 正 後	
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法
総務管理事業債	千円 121,200	証書借入又は証券発行	10.0%	40年以内(内据置25年以内)の元金均等償還。	千円 121,200	補正前に同じ
児童福祉事業債	150,600	(借入先)	(ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。	150,600	
保健衛生事業債	364,900	財政融資資金			364,900	
環境衛生事業債	2,800	地方公共団体			2,800	
農 業 債	113,000	金融機構			113,500	
林業債	17,000	北海道			17,000	
道路橋梁事業債	436,100	都市職員 共済組合			436,100	
港湾事業債	85,500	地方職員 共済組合			85,500	
河川整備事業債	200,000	北海道市町村 振興協会			200,000	
公営住宅事業債	98,600	北海道市町村 備荒資金組合			98,600	
公園整備事業債	29,700	北海道市町村 備荒資金組合			29,700	
学校教育事業債	62,100	北海道市町村 振興協会			113,700	
社会教育事業債	142,500	その他 銀行等引受資金			147,000	
臨時財政対策債	720,000				600,940	
退職手当債	150,000				150,000	
借換債	100,000				100,000	
特別減収対策債	60,000				60,000	
公共土木災害復旧債	0				9,400	
計	2,854,000				2,800,940	

※今回補正は太字で表示。

議案第 2 号

令和 3 年度網走市介護保険特別会計補正予算

令和 3 年度網走市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 44,455 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,686,425 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 9 月 7 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4.国庫支出金		837,276	16,366	853,642
	1.国庫負担金	592,033	16,366	608,399
8.繰入金		660,374	13,633	674,007
	2.基金繰入金	31,241	13,633	44,874
10.繰越金		0	14,456	14,456
	1.繰越金	0	14,456	14,456
歳入合計		3,641,970	44,455	3,686,425

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4.基金積立金		4,300	14,456	18,756
	1.基金積立金	4,300	14,456	18,756
6.諸支出金		2,240	29,999	32,239
	1.償還金及び還付加算金	1,250	29,999	31,249
歳出合計		3,641,970	44,455	3,686,425

議案第 3 号

緑地区小水力発電施設の維持管理に関する事務委託について

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、令和 4 年 4 月 1 日から、緑地区小水力発電施設の維持管理の事務の一部を清里町に委託するため、別紙のとおり規約を定め、同条第 3 項で準用する第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

緑地区小水力発電施設の維持管理の事務委託に関する規約

(目的)

第1条 網走市、斜里町、小清水町及び大空町（以下「関係市町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、道営地域用水環境整備事業緑地区で造成された施設に関する事務の一部を清里町に委託し、清里町はこれを受託する。

(委託事務の範囲)

第2条 前条の規定により関係市町が清里町に委託する事務（以下「委託事務」という。）の範囲は、次に掲げる事務とする。

- (1) 小水力発電施設の維持管理に関する事務
- (2) 小水力発電施設の売電収入に関する事務
- (3) 小水力発電施設の積立金等の管理に関する事務
- (4) その他委託事務の管理及び執行のため必要な事務

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、清里町の条例、規則その他の規程・要綱等（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

2 清里町長は、前項の条例等の全部若しくは一部を変更しようとする場合並びに変更した場合においては、関係市町に通知しなければならない。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費（売電収入をもって充てる経費を除く。以下「委託費」という。）は、清里町と関係市町の負担とする。

2 委託費の額及び納付の方法は、清里町長と関係市町の長が協議して定める。この場合において、清里町長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類を関係市町の長に送付するものとする。

(予算の計上)

第5条 清里町長は、その委託を受けた事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、清里町小水力発電事業特別会計において計上するものとする。

(売電収入)

第6条 委託事務の管理及び執行により発生する収入は、すべて清里町の収入とする。

2 前項に掲げる収入より施設管理経費及び積立金等を控除した額を、国営畑地かんがい事業斜網地域維持管理協議会へ畑地かんがい施設の維持管理費として交付するものとする。

(経費の繰越使用)

第7条 清里町長は、各年度において委託事務の執行に係る予算の残額（事業積立金及び第6条第2項の交付金を除く。）がある場合においては、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して使用するものとする。この場合においては、清里町は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに関係市町の長に提出しなければならない。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行について必要な事項は、清里町長と関係市町の長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

議案第 4 号

斜里町の下水道汚泥堆肥化に関する事務受託について

地方自治法第 252 条の 14 第 1 項の規定により、令和 3 年 10 月 1 日から下水道汚泥堆肥化に関する事務を斜里町から受託するため、別紙のとおり規約を定め、同条第 3 項で準用する第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

別紙

網走市と斜里町との間における下水道汚泥堆肥化の事務委託に関する規約

(委託事務の目的及び範囲)

第1条 斜里町は、網走市の下水道汚泥堆肥化施設（以下「コンポストヤード」という。）において、斜里町の下水道より発生した汚泥の堆肥化に関する次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を網走市に委託する。

- (1) 汚泥を堆肥化する事務
- (2) コンポストヤードの維持管理に関する事務

(搬入及び搬出方法)

第2条 斜里町は、委託事務に係る汚泥のコンポストヤードへの搬入及び搬出を自ら行うものとする。

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行は、網走市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、汚泥処理量を基準として網走市及び斜里町が協議して定める。

- 2 前項の経費の支払方法及び支払時期については、網走市及び斜里町が協議して定める。

(連絡会議)

第5条 網走市と斜里町は、委託事務の管理及び執行について調整を図るため必要に応じて連絡会議を置くものとする。

(条例等の制定又は改廃の通知)

第6条 網走市は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定し、又は改廃した場合は、斜里町に通知するものとする。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか委託事務に関し必要な事項は、網走市及び斜里町が協議して定める。

附 則

この規約は、令和3年10月1日から施行する。

議案第5号

財産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和3年9月7日提出

網走市長 水谷 洋 一

記

- | | | |
|---|---------------|---|
| 1 | 財産の名称
及び数量 | 除雪グレーダ 1台 |
| 2 | 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 取得の金額 | 45,650,000円 |
| 4 | 取得の相手方 | 東京都中野区本町1丁目32番2号
日本キャタピラー合同会社
代表社員 キャタピラージャパン合同会社
職務執行者 本田博人 |

議案第 6 号

市道の路線認定及び廃止について

道路法第 8 条及び第 10 条の規定により、市道の路線を次のとおり認定及び廃止する。

令和 3 年 9 月 7 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

記

1. 廃止する路線

路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
63	南 5 条通線	網走市南5条東7丁目4番 市道南6条通東線分岐 網走市南5条西4丁目8番地先 市道南6条通線接続	

2. 認定する路線

路線番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
63	南 5 条通線	網走市南5条東7丁目4番 市道南6条通東線分岐 網走市南5条東1丁目11-1番地先 市道東1丁目通線接続	
706	南 5 条通西線	網走市南5条西1丁目8番2地先 国道39号分岐 網走市南5条西4丁目8番地先 市道南6条通線接続	

報告第 1 号

令和 3 年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告に
ついて

令和 3 年度網走市一般会計補正予算について緊急を要するため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 3 年 9 月 7 日提出

網走市長 水 谷 洋 一

専 決 処 分 書

緊急社交飲食店自主休業支援金給付事業に係る予算措置の補正について緊急を要するため、令和3年度網走市一般会計補正予算を地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月30日

網走市長 水 谷 洋 一

令和3年度網走市一般会計補正予算

令和3年度網走市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,100千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,961,033千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
20.繰入金		1,209,824	10,100	1,219,924
	1.基金繰入金	1,184,914	10,100	1,195,014
歳入合計		24,950,933	10,100	24,961,033

歳 出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7.商工費		2,365,454	10,100	2,375,554
	1.商工費	2,033,537	10,100	2,043,637
歳出合計		24,950,933	10,100	24,961,033